



9月7日から14日までの7日間を会期として、9月定例町議会が開催されました。

今議会では、助役の選任同意や一般会計及び特別会計補正予算など9議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

また、各会計の平成16年度歳入歳出決算認定については、決算特別委員会へ付託され継続審議となりました。

9月定例町議会

助役の選任同意や 補正予算など9議案を可決

議案

▼専決処分の承認

○平成17年度一般会計補正予算

算

県支出金を財源として、9月11日執行の衆議院議員選挙等の経費829万円を追加し、総額51億7731万4千円とした。

▼平成17年度一般会計補正予算

算

地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、県支出金等を財源として、合併に伴う庁舎改修工事、横芝駅前広場整備、道路改良工事、物件移転補償、中学校建設敷地造成工事、東陽病院組合負担金、ふれあい坂田池公園駐車場整備工事及び保健センタープラム駐車場整備事業のほか、光町との合併に係る事務費負担金等、2億9801万9千円を追加し、総額54億7533万3千円とした。

▼平成17年度国民健康保険特

別会計補正予算

前年度繰越金を財源として、前年度において過大交付された療養給付費負担金及び退職者医療療養給付費交付金の返還を行うほか、光町との合併に係る事務費負担金等、1184万2千円を追加し、総額15億950万7千円とした。

▼平成17年度老人保健特別会計補正予算

支払基金交付金、国庫支出金、前年度繰越金及び一般会計繰入金を財源として、前年度に過大交付された県支出金の返還、過大繰入れされた一般会計繰入金の返還を行うほか、光町との合併に係る事務費負担金等、2018万2千円を追加し、総額12億2416万2千円とした。

▼平成17年度介護保険特別会計補正予算

国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの義務的負担金の返還や制度改正による介護認定システムの

更新に伴う行政組合負担金及び保険給付額など386万1千円を追加し、総額7億2151万6千円とした。

▼東陽病院組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東陽病院組合規約の一部を改正する規約の制定

▼東陽病院組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡野栄町を除くことに伴う財産等の処分

東陽病院組合の組織団体である匝瑳郡野栄町から、八日市場市と平成18年1月23日に廃置分合（合併）が決定し、同市にも公立病院が設置されていることから、平成18年1月22日をもって脱退したい旨、申し出があったので、匝瑳郡野栄町を東陽病院組合の組織団体から除くこと、東陽病院組合規約の一部を改正する規約を制定すること及び財産等の処分について、可とした。

▼山武郡環境衛生事業振興組合を組織する地方公共団体の

数の減少及び規約の変更

平成18年3月27日から山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村及び同郡松尾町が廃止され、新たに山武市が設置されること及び山武郡横芝町及び匝瑳郡光町が廃止され、新たに山武郡横芝光町が設置されることに伴い、山武郡環境衛生事業振興組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正することについて、可とした。

▼助役の選任

9月16日をもって任期満了となる、横芝町助役川島英夫氏（北清水）を引き続き助役に選任することに同意した。

認定

◆平成16年度一般会計歳入歳出決算認定

◆平成16年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

◆平成16年度老人保健特別会計歳入歳出決算認定

◆平成16年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

◆平成16年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

これら5会計の決算認定については、決算特別委員会へ付託し継続審議とした。